

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年3月6日（金） 号外第23号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（8）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 （9）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則（10）（消費生活センター）・・・・・・ 5

公布された規則のあらまし

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 会計年度任用職員制度への移行に併せて、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計（以下「特別会計」という。）で処理している非常勤職員及び臨時的任用職員に係る給与等の支払を鳥取県給与集中管理特別会計に移管することに伴う所要の改正を行う。
- (2) 事務の集中化及び効率化を図るため、特別会計で取り扱う事務を追加する。

2 規則の概要

- (1) 特別会計で集中管理を行う事務から部又は機関に所属する非常勤職員及び臨時的任用職員のうち知事が別に定めるものに係る給与及び共済費の支払に関する事務を削る。
- (2) 特別会計で集中管理を行う事務に、次に掲げる事務を加える。
 - ア 部又は機関における貨物の運送に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務
 - イ 部又は機関における旅客の運送に係る使用料のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務
- (3) 施行期日は、令和2年4月1日とし、令和2年度の歳入歳出から適用する。

◇鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

クリーニング業法施行規則の一部が改正され、クリーニング師試験願書に添付すべき写真の大きさ等が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) クリーニング師試験受験願書の様式中添付すべき写真に係る記載を改める。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則

1 規則の廃止理由

県内の消費生活協同組合への資金の貸付の見込みがなくなったことに鑑み、鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 部又は機関における貨物の運送に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務</u></p> <p><u>(9) 部又は機関における旅客の運送に係る使用料のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 部又は機関に所属する非常勤職員及び臨時的任用職員のうち知事が別に定めるものに係る給与及び共済費の支払に関する事務</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、令和2年度の歳入歳出から適用する。

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和62年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験受験願書 略</p> <p>職 氏名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 写真（出願前6月以内に撮影した<u>縦4.5センチメートル横3.5センチメートル</u>、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び<u>撮影年月日</u>を記入したもの）</p> <p>3 略</p>	<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師試験受験願書 略</p> <p>職 氏名 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 写真（出願前6月以内に撮影した<u>手札形</u>、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び<u>生年月日</u>を記入したもの）</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則（昭和29年鳥取県規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。